



# 市長コラム

文 / 笠間市長 山口 伸樹

## 「夏祭り」



神輿を担ぐ山口市長

今年の夏は、新型コロナウイルスの状況が変わったことにより、4年ぶりに各地で盆踊りや各神社の神輿祭り、花火などが行われ、楽しみにしていた方々で賑わっていました。子どもたちにとっても良い夏の思い出になったことと思います。

私の地元で夏祭りといえば、歴史的にも八坂神社の祇園祭での神輿渡御が祭りの華であります。

時代の変化に伴い、昔のような派手な華やかさは控え目になっていますが、歴史的な伝統として神輿渡御は今もしっかりと引き継がれています。

市内には、八坂神社のほかにも、八雲神社や平神社の夏祭りで神輿渡御があり、また、神輿同好会の皆さんも活動しています。

私も神輿を担ぐのが好きで、年に1回、夏に神輿を担ぐのが楽しみです。小学生の頃から60年以上経ちますが、今後も続けていきたいと思っています。

個人的には、市内の神輿が一堂に集う神輿イベントができたら良いと、いつも思っています。

地域の祭りを続けるには、「労力」と「お金」と「地域の協力」が必要不可欠です。

市民の皆さんのご協力により、伝統の継続をお願いいたします。

### 今月 Pick up

#### 令和5年 土地の管理不全を解消する 民法改正のポイント

◇越境した竹木の枝の切取りについて

令和5年4月1日から民法が改正され、越境された土地の所有者等は、左記のいずれかの場合には、越境した竹木の枝の切取りができるようになりました。

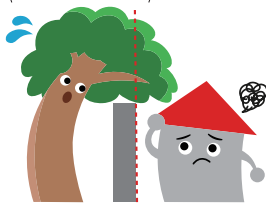
- ①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき
- ②竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき
- ③急迫の事情があるとき

◇管理不全土地・建物管理制度について

竹木の枝の切取りと同様に、令和5年4月1日から「管理不全土地・建物管理制度」が始まりました。この制度は、危険な管理不全土地・建物について、裁判所が、利害関係人の請求に基づき、管理人による管理を命ずる処分を可能としたものです。

管理人を通じて、適切な管理を行い、管理不全状態を解消することが可能になりました。

伸びた竹木は  
切りましょう！



詳しくはこちら

**問 制度に関すること**  
水戸地方法務局 不動産登記部門  
TEL.029-221-5130

**空家に関すること**  
笠間市役所 企業誘致・移住推進課  
TEL.0296-77-1101 (内線592)  
(いずれも平日の午前8時30分から  
午後5時15分まで)